

令和 8 年 2 月

第一回定例会議案

【経済分科会分抜粋】

熊 本 市

目 次

議第 1 号	専決処分の報告について（令和7年度熊本市一般会計補正予算）	1
議第 2 号	専決処分の報告について（令和7年度熊本市一般会計補正予算）	9
議第 35 号	熊本市事務分掌条例の一部改正について	19
議第 36 号	熊本市附属機関設置条例の一部改正について	21
議第 37 号	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	23
議第 38 号	熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について	25
議第 39 号	熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	27
議第 40 号	熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	29
議第 41 号	熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について	31
議第 42 号	熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について	33
議第 43 号	熊本市長の給料の特例に関する条例の制定について	35
議第 44 号	公費解体の申出が行われた被災区分所有家屋の固定資産税及び都市計画税の減免に係る熊本市税条例の特例に関する条例を廃止する条例の制定について	37
議第 45 号	熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について	39

議第 46 号	熊本市学校給食費条例の一部改正について……………	41
議第 47 号	熊本市手数料条例及び熊本市保健衛生事務に関する 手数料条例の一部改正について……………	43
議第 48 号	熊本市乳児等通園支援事業所条例の制定につい て……………	45
議第 49 号	熊本市余熱利用施設条例の一部改正について……………	49
議第 50 号	熊本市動植物園条例の一部改正について……………	51
議第 51 号	熊本市動植物園整備運営支援基金条例の制定に ついて……………	53
議第 52 号	熊本市体育施設条例の一部改正について……………	55
議第 53 号	熊本市総合屋内プール条例の一部改正について……………	57
議第 54 号	熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例 の一部改正について……………	59
議第 55 号	熊本市軌道条例の一部改正について……………	61
自議第 56 号 至議第 117 号	市道の認定について（62路線）……………	63
自議第 118 号 至議第 159 号	市道の廃止について（42路線）……………	69
議第 160 号	調停の成立について（写真の無断使用に係る解 決金の額の確定）……………	73
議第 161 号	包括外部監査契約締結について……………	75
議第 162 号	熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形 成に係る連携協約の一部変更について……………	77
議第 163 号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公 共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会 共同設置規約の変更について……………	79

議第 164 号	公の施設の他の団体の利用に関する協定について……………	81
議第 165 号	財産の取得について（学校給食用食材等）……………	83
議第 166 号	財産の取得について（保育所給食用物資（青果物、豆腐蒟蒻類、鶏卵等））……………	85
議第 167 号	特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について……………	87
報第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）……………	89
報第 2 号	専決処分の報告について（市営住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立）……………	91
報第 3 号	専決処分の報告について（市営住宅に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起）……………	93
報第 4 号	専決処分の報告について（熊本城石門北側石垣復旧工事請負契約の変更）……………	95
報第 5 号	専決処分の報告について（都市計画道路池田町花園線地盤改良外工事請負契約の変更）……………	97
報第 6 号	専決処分の報告について（熊本市同報系防災行政無線河川等拡充整備工事請負契約の変更）……………	99
報第 7 号	専決処分の報告について（熊本市役所本庁舎受変電設備その他改修工事請負契約の変更）……………	101
報第 8 号	専決処分の報告について（辛島公園地下駐車場長寿命化電気設備改修工事（第4期）請負契約の変更）……………	103
報第 9 号	専決処分の報告について（辛島公園地下駐車場長寿命化機械設備改修工事（第4期）請負契約の変更）……………	105

報第 10 号	専決処分の報告について（託麻東小学校・二岡 中学校校舎増築工事請負契約の変更）……………	107
報第 11 号	専決処分の報告について（帯山中学校校舎増改 築工事（その4）請負契約の変更）……………	109
報第 12 号	専決処分の報告について（花陵中学校体育館改 築工事請負契約の変更）……………	111

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中90の項を削り、91の項を90の項とし、92の項から95の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

95	熊本市障がい者サポート企業・団体表彰選考委員会	熊本市障がい者サポート企業・団体の表彰を行うため、被表彰者の選考について審議する。
96	熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会	熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。
97	熊本市スタートアップ製品等認定審査会	熊本市スタートアップ製品等認定制度における製品等の認定について、必要な事項を審査する。

別表5の表に次のように加える。

15	天明地区閉校後施設利活用候補者選定委員会	天明地区閉校後施設の一部を利活用する候補者の選定について、必要な事項を審議する。
----	----------------------	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本市動植物園条例の一部改正について

熊本市動植物園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市動植物園条例の一部を改正する条例

熊本市動植物園条例（平成 3 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (1)入園料の表備考に次の 3 項を加える。

- 6 年間入園券は、1 枚につき 2, 000 円とする。
- 7 年間入園券の有効期間は、購入日から 1 年間とする。
- 8 年間入園券を利用することができる者は、小学生以上の者とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

熊本市動植物園の年間入園券に係る使用料を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市動植物園整備運営支援基金条例の制定について

熊本市動植物園整備運営支援基金条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市動植物園整備運営支援基金条例

(設置)

第 1 条 熊本市動植物園の整備及び運営に要する経費の財源に充てるため、熊本市動植物園整備運営支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第 1 条に規定する経費の財源に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

熊本市動植物園の整備及び運営に要する経費の財源に充てるための熊本市動植物園整備運営支援基金を設置するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。